

印章取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）において使用する印章の作成、管理及び押印について、必要な事項を定める。

(定義及び種類)

第2条 この規則の印章とは、業務上作成された文書及び金融機関等との取引等に使用される印で、その印を押すことにより当該文書等が真正なものであることを確認することを目的とし、印章の種類は次のとおりとする。

- (1) 会長角印1（実印：会長の「代表理事の印」として印鑑登録済の印）
- (2) 会長角印2（銀行印：銀行等金融機関届出の印）
- (3) 会長角印3（主として事業関係書類・請求書類・領収証等に使用する印）
- (4) 会長角印4（主として表彰状、委嘱状に使用する印）
- (5) 専務理事角印（専務理事名による各種書類に使用する印）

(刻印文字、形状及び寸法)

第3条 公印の刻印文字、形状及び寸法は、次の表のとおりとする。

種類	刻印文字	形状	寸法 (mm)
会長角印1	一般社団法人青森県サッカー協会会長印	正方形	24
会長角印2	青森県サッカー協会長の印	正方形	24
会長角印3	一般社団法人青森県サッカー協会会長印	正方形	21
会長角印4	一般社団法人青森県サッカー協会会長印	正方形	30
専務理事角印	一般社団法人青森県サッカー協会専務理事印	正方形	21

(作成等)

第4条 印章の作成、改刻及び廃止の必要を生じた場合は、会長の承認を要するものとする。

(管理)

第5条 会長は、必要に応じて第2条に規定する印章を管理する者（以下、「印章管理責任者」という。）を指名することができる。

2 印章管理責任者は、印章が不正に使用されないことがないように、印章は常に堅固な容器に納め、執務時間外、勤務を要しない日及び休日にあつては、これを施錠しておかなければならない。

3 印章管理責任者は、必要あると認めるときは、職員のうちから印章取扱者を指定することができる。

4 前項の印章取扱者を指定したときは、印章管理責任者は速やかに、会長にその旨を報告しなければならない。

(事故報告)

第6条 第2条に規定する印章について、盗難、紛失等の事故があつたときは、印章管理責任者は、直ちに、当該印章の種類、事故の内容、その他必要な事項を会長に報告しなけれ

ばならない。当該印章について、偽造、不正使用等の事故があったときも、同様とする。

(使用)

第7条 印章の押印を受けようとする者は、当該文書に係る決裁書を添えて印章管理者又は印章取扱者に提出し、その押印を請求するものとする。

2 印章を押印するときは、印章使用簿に必要な事項を記入し、その用途を明瞭にしておかなければならない。

(査閲)

第8条 第2条第1号に定める会長実印については、会長は月に1度、印章使用簿(様式1)を査閲するものとする。

(改正)

第9条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月19日理事会決議)

